

学校感染症による出席停止(公欠)の取り扱い及び手続きについて

新型コロナウイルス感染症は2023年5月8日から感染症法の「5類感染症」に位置づけられ、学校感染症では、第1種から「第2種」に改正されました。それに伴い学内の対応は下記の通り変更となりました。

学校感染症に罹患した方は、感染拡大防止のため「学校保健安全法」により出席停止となります

下記に沿って手続きをしてください。学校感染症の種類及び出席停止期間の基準については、「添付資料:学校感染症一覧 20230508_改訂版.pdf」参照

①学校感染症を疑う症状が出たら、まずは医療機関を受診し医師の診断を受けてください

なお、医療機関を受診し、「感染症ではなかった場合」の出席停止期間(公欠)は受診日、もしくは検査結果が出た日までとします。

インフルエンザ等の感染症と診断された場合は、出席停止期間を必ず医師に確認してください。

新型コロナウイルス感染症は学校感染症「第2種」となり、出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」となりました。

濃厚接触者の取り扱いについては、濃厚接触者として特定されることがないため、出席停止(公欠)の対象となりません。



②医療機関の受診結果(診断)を感染症報告フォームに入力してください

フォーム入力には出席停止事由発生日を0日とし、5日以内(例:月曜日に事由発生の場合土曜日迄)に行ってください。

この期限内にフォーム入力できていない場合、出席停止期間(公欠)は無効となります。フォーム入力後、内容確認のため保健室から連絡がいく場合があります。

フォーム入力に必要な書類:医療機関受診時の領収書・診療明細書・検査結果メール等

【感染症報告フォーム:<https://forms.office.com/r/9xTbp4dk1h>】

学校感染症に罹患した方 → フォーム入力 A を選択

学校感染症を疑う症状で医療機関を受診し感染症ではなかった方 → フォーム入力 B を選択



③出席停止期間(公欠)終了後、5授業日以内に教育支援課のUNIPA掲示に従い欠席届の手続きをしてください

UNIPA 掲示参照→※重要※【教育支援課】2023年度春学期 欠席届手続き方法

学校感染症に関するお問い合わせは、保健室までお願いします。保健室直通 048-781-0698(月~金 10:00~16:00)